

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改正前					改正後				
(前 略) 第4章 勤務時間の特例 (1 箇月単位の変形労働時間制) 第16条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、1 箇月以内の一定期間を平均し1 週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。 2 別表第3の教職員の割振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。 (後 略)					第4章 勤務時間の特例 (1 箇月単位の変形労働時間制) 第16条 } (同 左) 2 } 附 則 この規程は、平成30年5月1日から施行する。 別表第1・2 (同 左) 別表第3				
別表第1・2 (略)					別表第1・2 (同 左)				
別表第3					別表第3				
教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
(略)					(同 左)				
総務部に勤務する職員のうち、総務部長が指定する者	4週間	総務部長が指定する8の1日勤務日	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで	研究推進部に勤務する職員のうち、研究推進部長が指定する者	4週間	研究推進部長が指定する8の1日勤務日	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで
			午前10時45分から午後7時30分まで	午後1時から午後2時まで				午前10時45分から午後7時30分まで	午後1時から午後2時まで
			午前11時15分から午後8時まで	午後3時から午後4時まで				午前11時15分から午後8時まで	午後3時から午後4時まで
(略)					(同 左)				
別表第4・5 (略)					別表第4・5 (同 左)				